

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、一般公衆浴場の経営の安定を図り、その健全な発展に資するため、一般公衆浴場の経営者が当該設備の設置等に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による、許可を受けた施設であつて、次の各号の条件を全て備えている施設とする。

- (1) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により埼玉県知事が指定する統制額（以下「指定統制額」という。）の範囲内で入浴料金を徴収して営業する施設
- (2) 利用形態からみてもっぱら地域住民の日常の保健衛生のために利用されていると認められる施設
- (3) 脱衣場と浴室を併せた面積が210平方メートル以下である施設
- (4) 一般公衆浴場に近接したゴルフ場、アスレチックジム等の施設利用者に対して入浴料金を優遇していない施設

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 一般公衆浴場施設内の元釜、ろ過器、排湯温水器、温管、重油バーナー（自動制御装置を含む。）、ガスバーナー、給湯温水器、空気調和設備又は冷暖房設備、煙突、靴、湯温調節槽、貯水槽、浴室内配管、タイル、又は浴室内塗装（以下「設備」という。）の設置又は改修に要する経費（同品目が2台（か所）以上となる場合は、それぞれの設置又は改修に要する経費を合計した額とする。）
- (2) 一般公衆浴場施設における衛生維持のためのレジオネラ属菌に関する水質検査に要する経費

(補助率等)

第4条 前条の経費に対する補助率は、当該経費の2分の1以内とする。ただし、補助額は、別表に定めた額を限度とし、毎年度の1浴場当たりの上限額は別途知事が定める。

(補助対象としない者)

第5条 次に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、本条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員の中に前2号に規定する暴力団員又は暴力団関

係者に該当する者がある者

(5) 交付申請日から起算して過去3年以内に公衆浴場法に違反し、行政処分を受けた者

(6) 交付申請日から起算して過去3年以内に指定統制額の範囲を超えて入浴料金を徴収した者

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期間は、毎会計年度定めるものとし、一般公衆浴場経営者に対してこれを通知するものとする。

(添付書類の省略)

第7条 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が附されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が期限内に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により設置又は改修した設備については、別記の知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、交換し、譲渡し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業により設置又は改修した設備については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的運用を図らなければならない。

(6) 補助事業完了後3年以内に、営業を中止し、又は廃止した場合は、補助事業により設置又は改修した設備に係る補助については、補助金額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業完了後3年以内に、指定統制額の範囲を超えて入浴料金を徴収した場合は、補助金額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定通知書等の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。また、不交付のときは不交付決定通知書により通知するものとし、その様式は様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、会計年度終了日までとする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、別記のとおりとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第15条 規則に基づき、知事に提出する書類は、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合(以下「組合」という。)を経由しなければならない。ただし、組合に加入していない者については、この限りではない。

(事務の委任)

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条(2)の補助に係る次に掲げる事務を組合に委任することができる。

- (1) 補助金の交付の申請に関すること。
- (2) 補助金の交付の申請の取下げに関すること。
- (3) 補助事業の変更等に関すること。
- (4) 実績報告に関すること。
- (5) 補助金の請求及び受領に関すること。

2 前項の規定により委任を受けた組合が提出する規則第4条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書の様式は、それぞれ様式第6号及び様式第7号のとおりとする。

3 第1項の規定により委任を受けた組合は、受領した補助金を速やかに補助事業者へ支払うものとする。この場合において、組合は、補助金を受領した日から30日以内に支払報告書を知事に提出するものとし、その様式は様式第8号のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和48年度分の近代化設備資金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。ただし、昭和53年3月31日以前に補助金の交付を受けた設備のうち、冷暖房設備及びろ過機については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和54年4月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月17日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月18日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月16日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行し、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行し、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行し、平成 2 年 4 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 7 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 3 日から施行し、平成 7 年 4 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 8 月 6 日から施行し、平成 1 1 年 8 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 2 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この要綱の施行の際に、既に公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 2 条の規定による知事の許可を受けている施設については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 2 9 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 9 月 1 0 日から施行し、平成 2 0 年 9 月 1 0 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から施行し、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 2 3 年 3 月 2 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年 8 月 7 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年５月１７日から施行し、令和３年５月１７日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表（第4条関係）

対象名	限 度 額
浴室内塗装	1 5 万円
温管	2 0 万円
タイル	2 5 万円
湯温調節槽、給湯温水器	3 0 万円
靴	3 5 万円
元釜、煙突、ろ過器	4 0 万円
重油バーナー	4 5 万円
排湯温水器、空気調和設備又は冷暖房設備、貯水槽 浴室内配管	5 0 万円
ガスバーナー	1 2 0 万円
レジオネラ属菌水質検査（1 検体）	5 千円

様式第 1 号（第 6 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる 事務所の所在地			
氏名又は名称及び 代表者の氏名			
浴場所在地			
浴場名			
脱衣場と浴室を 併せた面積	平方メートル		
入浴料金	大人 円	中人 円	小人 円

下記により、埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 補助金所要額調

対 象 名	総 事 業 費 (A) 円	補 助 対 象 事業費 (B) 円	県費補助金 所要額 (C) (B)×1/2 円	補助金交付 申請額 (D) 円	設 備 改 善 開 始 年 月 日	設 備 改 善 完 了 年 月 日
元 釜						
ろ 過 器						
排 湯 温 水 器						
温 管						
重 油 バ ー ナ ー						
ガ ス バ ー ナ ー						
給 湯 温 水 器						
空 気 調 和 設 備 又は冷暖房設備						
煙 突						
鞆						
湯 温 調 節 槽						
貯 水 槽						
浴 室 内 配 管						
タ イ ル						
浴 室 内 塗 装						
レジオネラ属菌 水 質 検 査						
計						

3 添付書類

- (1) 見積書の写し 別添のとおり
(2) 設計図 別添のとおり

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 精算払

3 交付の条件

- （１）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- （２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （３）補助事業が期限内に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （４）補助事業により設置又は改修した設備については、知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、交換し、譲渡し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
- （５）補助事業により設置又は改修した設備については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的運用を図らなければならない。
- （６）補助事業完了後３年以内に、営業を中止し、又は廃止した場合は、補助事業により設置又は改修した設備に係る補助については、補助金額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （７）補助事業完了後３年以内に、指定統制額の範囲を超えて入浴料金を徴収した場合は、補助金額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第 3 号（第 9 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金については、下記のとおり不交付とする。

記

不交付の理由：

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる 事務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者の氏名	
浴場所在地	
浴場名	

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた埼玉県公衆浴場
経営安定化対策資金補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3
条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業費精算書

対 象 名	総 事 業 費 (A) 円	補 助 対 象 事 業 費 (B) 円	県 費 補 助 金 所 要 額 (C) (B) × 1 / 2 円	補 助 金 交 付 決 定 額 (D) 円
元 釜				
ろ 過 器				
排 湯 温 水 器				
温 管				
重 油 バ ー ナ ー				
ガ ス バ ー ナ ー				
給 湯 温 水 器				
空 気 調 和 設 備 又は冷暖房設備				
煙 突				
鞆				
湯 温 調 節 槽				
貯 水 槽				
浴 室 内 配 管				
タ イ ル				
浴 室 内 塗 装				
レジオネラ属菌 水 質 検 査				
計				

3 受領書（領収書）の写し 別添のとおり

4 工事前及び工事完了後の写真 別添のとおり

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した埼玉県公衆浴場経営安定化
対策資金補助金については、年 月 日付け埼玉県公衆浴場経営安定化対策資
金補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知する。

様式第 6 号（第 1 6 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長

下記により、埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金の交付について、委任のあった者を代理し、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------|--------|---|
| 1 | 補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 申請内訳書 | 別添のとおり | |
| 3 | 委任状の写し | 別添のとおり | |

様式第 7 号（第 1 6 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助事業が完了したので、委任のあった者を代理し、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 実績内訳書 別添のとおり

3 領収書の写し 別添のとおり

様式第 8 号（第 1 6 条関係）

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金支払報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長

埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金について、補助事業者への支払いを完了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------|--------|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 支 払 額 | 金 | 円 |
| 3 | 支 払 件 数 | | 件 |
| 4 | 支 払 内 訳 書 | 別添のとおり | |
| 5 | 領 収 書 | 別添のとおり | |

別記（第 13 条関係）

設 備 名	財産処分制限年数
元 釜	3
ろ 過 器	8
排 湯 温 水 器	3
温 管	3
重 油 バ ー ナ ー	3
ガ ス バ ー ナ ー	3
給 湯 温 水 器	3
空 気 調 和 設 備 又 は 冷 暖 房 設 備	6
煙 突	8
鞆	8
湯 温 調 節 槽	8
貯 水 槽	8
浴 室 内 配 管	8
タ イ ル	8
浴 室 内 塗 装	3